

令和 **6** 年度

北杜市放課後児童クラブ 入所申込みのご案内

①申請期間：令和5年11月1日（水）～11月17日（金）
※土日祝日を除く

②提出場所：【新規】 → 子育て政策課・ネウボラ推進課・各総合支所
【継続】 → 現在入所している各放課後児童クラブ



【問い合わせ先】



北杜市 こども政策部

子育て政策課 子育て応援担当

電話 0551-42-1332(直通) / Fax0551-42-2335

1. 北杜市放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、就労、傷病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者等が家庭にいない児童をお預かりし、集団生活や遊びを通して児童の健全育成を図るとともに、保護者等が安心して働くことのできる環境を提供します。

入所できるのは、以下の全ての条件を満たす小学生です。（ただし、その他北杜市長が認める場合もあります。）

- ① 北杜市内に住所を有している
- ② 市内の小学校に在籍している
- ③ 保護者等(※)が就労等により昼間家庭で保育ができない

※ 両親、同居及び近隣の祖父母など児童の保育が可能な親族のこと

- 保護者等が就労等で家庭において**保育に欠ける児童を対象**としていますので、小学校に通うすべての児童が放課後児童クラブを利用できるわけではありません。
- 放課後児童クラブでは、生活の習慣付けのため、宿題をする時間を設けていますが、学習塾ではないため学習指導をすることは出来ません。また、児童本人の意思により、宿題をしない場合もありますので、帰宅後は宿題が終わっているかなど、ご家庭で必ず確認してください。

	施設名	住所	電話番号	定員 (予定)
1	明野放課後児童クラブ	北杜市明野町上手 8310-1	25-0011	60名
2	須玉放課後児童クラブ	北杜市須玉町若神子 320 (須玉さわやか児童館内)	42-5377	70名
3	高根東放課後児童クラブ (低学年クラス)	北杜市高根町村山東割 1945	20-7041	60名
4	高根東放課後児童クラブ (高学年クラス)			40名
5	高根西放課後児童クラブ (低学年クラス)	北杜市高根町村山西割 1675-1	20-7067	40名
6	高根西放課後児童クラブ (高学年クラス)		45-7886	40名
7	清里放課後児童クラブ	北杜市高根町清里 3545 (旧高根清里小学校敷地内)	48-2004	30名
8	長坂東放課後児童クラブ (高学年クラス)	北杜市長坂町長坂上条 2233	32-8086	50名
9	長坂西放課後児童クラブ (低学年クラス)	北杜市長坂町長坂上条 1603-1 (長坂小学校敷地内)	32-8084	70名
10	大泉東放課後児童クラブ (高学年クラス)	北杜市大泉町西井出 3110-1	45-9338	40名
11	大泉西放課後児童クラブ (低学年クラス)	北杜市大泉町谷戸 2870 (いずみ木然館内)	38-2735	60名
12	小淵沢放課後児童クラブ (低学年クラス)	北杜市小淵沢町 7711 (生涯学習センターこぶちさわ敷地内)	36-5411	40名
13	小淵沢放課後児童クラブ (高学年クラス)	北杜市小淵沢町 7711 (生涯学習センターこぶちさわ内)	070-2807- 0992	50名
14	白州放課後児童クラブ	北杜市白州町白須 225 (白州小学校内)	20-4777	40名
15	武川放課後児童クラブ	北杜市武川町牧原 1243 (甲斐駒センターせせらぎ内)	26-3021	40名

- 入所希望者が定員を超える場合は、入所するクラスの変更や、同一学年であっても低学年と高学年クラスに分けて入所決定を出す場合があります。

2. 入所要件について

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項により「保護者が就労等により昼間家庭にいない」児童を対象としており、「集団生活をさせたい」「社会性を身につけさせる」「友達がいない」「遊ぶ場所がない」という理由では入所できません。

学童期は、両親や祖父母等の保護者との時間を通して、心身とも成長する大切な時期です。両親や児童、および近隣に居住する祖父母など、ご家族全員で放課後児童クラブの利用による支援が本当に必要か検討していただき、適正な申請をお願いします。入所申請では、保護者等が昼間家庭で保育ができないことの確認をします。

保護者等の就労状況等	具体的な雇用形態等
家庭外 就労	常勤、パート、自営業、農業
家庭内 就労	自営業、常勤（リモートワーク）
病人等の看護	長期にわたり傷病状態にある、又は心身に障害を有する同居親族を常時看護している方
母親の出産	出産月の前2ヶ月と出産児が満1歳に達する日の属する月の末日まで（最大15ヶ月間）
無 職	求職活動中の方、傷病状態にある方、障害を有する方、老齢等(※)で保育ができない方

※ 老齢等については、下記の要件を判断基準とさせていただきます。

- ・自動車等の運転免許を返還した方（運転履歴証明書の写し）
- ・介護認定等を受けており、児童の保育が困難な方
- ・その他、傷病により児童の保育が困難であることを証明できる方

3. 実施時間及び休所日

区 分	平 日	土曜日及び学校休業日	長期休業日 (春・夏・冬休み)
開設時間	午後1時～午後6時	午前8時～午後6時	午前8時～午後6時
延長保育	最大 午後7時まで（要件があります）		
休 所 日	日・祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）		

- 児童のお迎えは勤務終了後、速やかにお願いします。
- 土曜日については、一部施設において合同開所を行います。詳しくは「10. その他」をご覧ください。
- 利用希望が無い日は休所となり、職員は常駐しませんのでご注意ください。

4. 学童保育料について

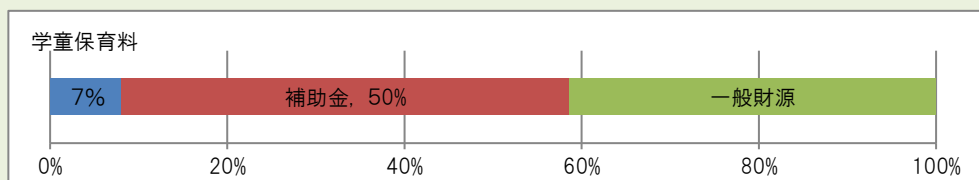
学童保育料	児童1人あたり 月額1,500円	学童保育料には減免・免除の制度があります。 詳しくは次ページをご確認ください。
-------	---------------------	--

- 日割計算はありません。平日利用で申込みした場合、利用の有無にかかわらず料金は毎月発生します。また、退所する場合、退所届提出月分まで料金は発生します。

◆◆◆ 学童保育料の使いみち ◆◆◆

北杜市の学童保育料は月額1,500円と他市町村と比較してとても低額です。この保育料は、児童クラブの施設維持費（光熱水費等）、人件費などに充てられています。児童のおやつ代は含まれていません。

経費の内訳は、利用者が納める学童保育料で約7%、国と県の補助金で約50%、市の一般財源で残りの負担をしています。



① 学童保育料の納付について

- 原則、口座振替で納付してください。口座振替は金融機関での手続きが必要です。
口座引落日は、毎月25日です。(ただし、25日が土・日・祝祭日等の場合は、翌営業日)
- 保育料は、利用日数にかかわらず希望登録した利用月分から発生します。
- 残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月以降に督促状(手数料100円加算)が送付されます。
- **申請者 = 納付義務者**となります。申請者が変更となった場合は、口座登録の確認をお願いします。
口座登録がなければ引き落としできません。

② 学童保育料の減免について

次の要件に該当する方は、学童保育料の減免(※)を受けることができます。減免を希望する場合は、『北杜市放課後児童クラブ保育料減額(免除)申請書』に必要書類を添付し、必ず提出してください。
減免の決定又は却下は、『北杜市放課後児童クラブ入所決定通知書』によりお知らせします。

※ 学童保育料の減免措置の適用は、減免が決定された翌月からです。

減免のための要件と添付書類

減免事由	添付書類	減免割合
同一世帯において2人以上同時入所しているとき	住民票謄本	2人目半額 3人目以降 免除(※2)
生活保護世帯の場合	生活保護受給者証の写し	免除
令和5年度市町村民税非課税世帯であり、 かつ 次の(1)又は(2)の要件を満たしている時	世帯全員の令和5年度市町村民 税非課税証明書(※1)	免除
(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6 条第1項及び第6条第2項に規定する配偶者のな い者で現に利用児童を扶養しているものの世帯	児童扶養手当証書、ひとり親家庭 医療費受給者証、遺族年金証書の いずれかの写し又は戸籍謄本	
(2) 在宅障害児(者)のいる世帯で、次に掲げる児(者) を有する世帯		
① 障害者手帳1級又は2級	障害者手帳の写し	
② 療育手帳「A」	療育手帳の写し	
③ 特別児童扶養手当の支給対象児	証書の写し	
④ 国民年金の障害基礎年金等の受給者	年金証書の写し	
利用児童の保護者が被災その他の理由により負担金を納付 することが困難であると認められるとき	市長が必要と認める書類	市長が必要と 認める割合 又は金額

※1 令和6年度放課後児童クラブの利用における保育料の減免申請時に提出する非課税証明書は、『令和5年度 市町村民税非課税証明書』になります。なお、令和6年6月以降の途中入所の場合は、『令和6年度 市町村民税非課税証明書』を添付してください。

※2 同時入所の場合、**減免対象は、学年が上の児童**になります。減免関係の申請書及び添付書類は、学年が上の児童の入所申込書に添付してください。

5. 入所手続きについて

①提出先

【新規】新たに放課後児童クラブに入所したい場合は、下記のいずれかに提出してください。

⇨ 子育て政策課 ・ ネウボラ推進課 ・ 各総合支所地域市民課

【継続】令和5年度中に放課後児童クラブに入所している場合は、下記へ提出してください。

⇨ 入所している放課後児童クラブ

- 提出先として示された場所以外では提出できませんのでご注意ください。
- 継続申請については、放課後児童クラブのみでの受付となりますので、ご注意ください。
- 兄弟で継続申請と新規申請がある場合は、放課後児童クラブへ併せて提出してください。

②受付期間

【令和6年4月入所】（長期休みの利用希望を含む）

令和5年11月1日（水）～令和5年11月17日（金）

- 継続入所を希望される方も入所申請が必要です。手続きをしない場合は入所できませんのでご注意ください。
- 令和6年度4月に入所を希望される方は、上記期間内に必ず入所申請の手続きを済ませてください。期間を過ぎた申請は、随時入所の受付となり、定員に達している場合は“入所待機”となる場合もあります。
- 入所の決定は先着順ではありません。選考基準によって決定いたします。（低学年児童を優先）
- 入所要件に該当しても、定員に達した場合等は“入所待機”となる場合があります。この場合は定員に欠員が生じた時点で、順次、入所決定を行います。
- 高根地区小学校統合に伴い、旧清里小学校区の児童については、高根東放課後児童クラブまたは清里放課後児童クラブのどちらに入所したいか選択することができますが、高根東放課後児童クラブの入所については、近隣の旧高根東小学校区及び旧高根北小学校区の児童を優先入所させていただきますので、定員に達した場合、旧清里小学校区の児童については、清里放課後児童クラブへの入所決定となります。
なお、年度途中での高根東放課後児童クラブと清里放課後児童クラブの入所先の変更は可能としますが、変更先の放課後児童クラブが定員に達している場合には変更できません。
- 継続入所を希望される方で、学童保育料に未納がある場合、定員に満たない場合であっても、申込は却下となりますのでご注意ください。

令和6年度の入所決定通知は、令和6年2月中旬に通知予定です

【随時入所】

令和6年4月入所の申込期間を過ぎても入所申請をすることはできます。ただし、入所要件に該当しても、定員を超過している場合等は“入所待機”となります。

“入所待機”となった場合は、定員に欠員が生じた時点で、随時、入所決定します。

③提出書類

各様式は、市ホームページからダウンロードできます

提出書類	備考
北杜市放課後児童クラブ 入所申込書	入所希望児童1人につき1枚提出してください。 申請書裏面の「記入上の注意」をよくお読みいただき記入してください。
家庭状況確認書	父母及び祖父母等の親族が保育できないことを確認するための書類です。 ● 2人以上同時入所の場合は、1組用意し学年が上の児童の書類に添付。
会社に雇用されている場合	「会社等事業所勤務」欄は、勤務先の事業所等で証明を受けてください。
自営業（事業主）の場合	自営業をしていることを証明できる書類を添付してください。 ・確定申告書の表紙及び収支内訳書の写し等を添付してください。 ・開業したばかりで、直近の申告がない場合は「開業届」または「営業許可証」の提出をお願いします。
自営業（専従者）の場合	・事業主から証明を受けてください。
農業（事業主）の場合	・確定申告書の表紙及び収支内訳書の写し等を添付してください。
農業（専従者）の場合	・事業主から証明を受けてください。
傷病や介護・看護の場合	下記のいずれかを添付してください。 ・医師の診断書（発行日から3ヶ月以内のもの） ・障害者手帳の写し ・介護認定を受けている場合は被保険者証の写し ● <u>入所後、3ヶ月に1度、介護・看護状況届出書を提出してください。</u>
妊娠・出産の場合	母子手帳の写しを添付してください。
就学・研修中の場合	学生証の写しまたは在学証明書、研修中の証明を添付してください。
求職活動中の場合	求職番号が記載されているハローワークカードの写しを添付してください。 ● <u>入所後、1ヶ月ごとに求職活動状況届出書を提出してください。</u>

同意書	入所希望児童1人につき1枚提出してください。
放課後児童クラブ児童送迎者一覧表 兼 緊急連絡表	児童を送迎する予定がある方を、同居・近隣・遠方に関わらず記入してください。 ● 記載のない方には、児童の引き渡しができません。
北杜市放課後児童クラブ保育料減額(免除)申請書	減免を受けるためには申請書の提出が必要です。 ● 2人以上同時入所の場合は、学年が上の児童の申請書に添付。

● 家庭状況確認書

児童と同居(※)や近隣(児童宅から直線距離で500m以内)に居住する祖父母等を含む保護者全員について、保育できないことを確認しなければなりませんので、書類のご用意をお願いします。ただし、送迎に関わらない同居・近隣の叔父母、年の離れた兄弟等の就労証明の提出は不要です。
※ 生計の同別に関わらず、同一敷地内や隣接する敷地の別棟を含みます。

● 就労状況について、必要に応じて職場調査の実施や勤務シフト表、残業証明書類等提出の依頼、自営業及び農業の現地調査により状況を確認させていただく場合があります。シルバー人材センターなど登録就労の方は、入所後、直近月の勤務状況がわかるもの(給与明細等)の写しを提出いただきます。

● ご提出いただいた書類は、子育て政策課にて審査を行います。その過程で、改めて電話等で確認をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

● 児童に持病やアレルギーがある場合

小学校とは別に、診断書の写しまたは学校生活管理指導表の写しを提出してください。有事の際の対応方法や避けるべき行為等についての資料を添付いただくと、さらに児童の安全確保を図ることができます。診断書等の提出がない場合は、持病やアレルギーに配慮した保育をすることはできませんのでご注意ください。また、医師が処方した薬の使用について支援員の補助が必要な場合は、別途お申し出ください。なお、市販薬に関する対応はできません。

6. 家庭の状況が変わったとき

提出書類

提出書類	提出先
北杜市放課後児童クラブ家庭状況等変更届	入所している放課後児童クラブ

- 入所申込書類について、住所や家族構成、就労状況等が変わった場合は、必ず提出してください。提出を怠った場合、入所を取消すことがあります。
- 就労状況に変更があった場合は、家庭状況確認書の添付が必要です。

7. 利用における注意点

次の場合は、放課後児童クラブは利用できません。

- ① 就労状況調書で月勤務日数以上の利用はできません。
(例：月15日勤務の場合は15日間のみ利用ができます。)
- ② 農業での入所要件で、荒天等により作業が出来ない場合や、農閑期の際は利用できません。
(例：農業期間が4月～11月の場合、12月～3月は利用できません)
- ③ 自営での入所要件で、定休日の際は利用できません。
- ④ 勤務形態(シフト制等)により、お休みの際は利用できません。
- ⑤ 保護者等の仕事がお休みの日は利用できません。
- ⑥ 一度、小学校から帰宅した場合や、習い事等へ行った場合の来所はできません。

※ 上記の場合でもやむを得ない事情がある場合は、利用する児童クラブへご相談ください。

次の場合は、事前に保護者から放課後児童クラブへ連絡をしてください。

- ① 欠席する場合

- ② お迎えの予定時間が変更になる場合
- ③ お迎え予定以外の方がお迎えに来る場合

次の場合は、放課後児童クラブから保護者へ連絡をします。

- ① 体調を崩している又は崩した場合（速やかなお迎えをお願いします）
- ② 怪我をした場合
- ③ 連絡なく、児童が放課後児童クラブに来ない場合
- ④ お迎え予定以外の方がお迎えに来た場合
- ⑤ その他、放課後児童クラブ支援員が必要と判断した場合

その他

- ① お迎えの際は、必ず支援員に確認（声掛け）をしてからご帰宅ください。
- ② 土曜・長期休みなど1日開所の日は、児童だけで来所させず、保護者が支援員へ引き渡してください。
- ③ 学校給食のない日は、お弁当を持参してください。
- ④ 小学校に合わせ、年数回、保護者方に環境整備（草刈りや施設内清掃等）をお願いしています。
- ⑤ 母親が出産予定で申請の場合は、最大15ヶ月入所することができますが、15ヶ月を超えて育児休暇を取得する方は、入所継続できませんので「北杜市放課後児童クラブ退所届」を提出してください。
- ⑥ 風邪等で学校閉鎖や学級閉鎖となった場合も、該当する学校又は学級の児童は利用できません。該当する児童と同居している兄弟姉妹についても、感染拡大を防止するため利用できません。
- ⑦ 大雨や大雪等により小学校が臨時休校等になるときは、児童の安全を考慮し、放課後児童クラブは休所となります。長期休みや土曜日も、防災情報の警戒レベル3（避難準備）以上の発令や、児童の安全が確保できないと判断される場合は、臨時休所又は終了時間繰上げとなることがあります。

● 臨時休校等に伴う休所について

災害の危険等により小学校が臨時休校や繰り上げ下校となった場合（平時と異なる下校対応となった場合で高学年のみ繰り上げ下校の場合も含まれます）は、放課後児童クラブも休所となります。この場合は、放課後児童クラブから休所の連絡はしませんので、あらかじめご承知ください。

8. 入所の取り消し

次の場合入所を取り消すことがあります。

- 北杜市放課後児童クラブ条例施行規則により、学童保育料の納入を怠った場合や、申請内容に虚偽・不正があると認められた場合。
- 入所後利用が見られない場合やお迎え時間を守らない場合、届けでるべき書類の提出を怠った場合、また、放課後児童クラブの秩序を乱す行為や運営に支障をきたす場合など。

9. 退所時の手続きについて

提出書類

提出書類	提出先
北杜市放課後児童クラブ退所届	入所している放課後児童クラブ

- 退所する場合は必ず届け出が必要です。
- 利用の有無にかかわらず、退所届提出月分まで学童保育料が徴収されます。

10. その他

施設及び備品の破損について

放課後児童クラブの施設や備品を破損させた場合は、原状復旧費用をご負担いただくことがあります。

土曜日における合同開所について

土曜日は利用者が少ない場合、一部の地域において隣接する施設と合同での開所を実施します。

開所される施設名	利用対象となる児童
高根西放課後児童クラブ (低学年クラス)	高根西放課後児童クラブ(低学年クラス・高学年クラス)の児童
長坂西放課後児童クラブ	長坂東放課後児童クラブの児童 長坂西放課後児童クラブの児童
大泉西放課後児童クラブ	大泉東放課後児童クラブの児童 大泉西放課後児童クラブの児童
小淵沢放課後児童クラブ (低学年クラス)	小淵沢放課後児童クラブ(低学年クラス・高学年クラス)の児童

表に記載が無い施設(明野・須玉・清里・高根東・白州・武川)は、通常どおり開所します。

新型コロナウイルス感染症対策について

既に5類となっておりますが、感染状況によりマスクの着用や手指消毒等にご協力をお願いいたします。クラブ内での感染拡大が見込まれるような場合には、臨時休所となる場合もありますのでご理解をお願いいたします。

放課後子ども教室(ワクワク教室)について

市では、放課後の安全安心な居場所を確保するため「放課後子ども教室(ワクワク教室)」を開催しています。放課後子ども教室では、地域の皆さまにご協力をいただきながら、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。

放課後子ども教室の詳細な内容は、小学校を經由してお便りを配布しますのでご確認ください。

放課後児童クラブの適正な利用について

放課後児童クラブは、「保護者が就労等により家庭にいない」ために保育に欠ける児童を対象とした事業であり、冠婚葬祭や地区行事、保護者や兄弟姉妹の定期的な通院、買い物、レジャーといった事由で利用することはできません。このような場合は、「児童館」や「ファミリーサポートセンター」をご利用ください。

「児童館」

施設名	住所	電話番号	開館時間
明野児童館	明野町上手 5602	25-3285	月曜日～金曜日 午前9時～午後6時 ただし祝祭日と 施設臨時休館日を除く
須玉さわやか児童館	須玉町若神子 320	42-5377	
いずみふれあい児童館	大泉町谷戸 3000	38-1211	
武川児童館	武川町牧原 1243	26-3021	

「ファミリーサポートセンター」 (電話 0551-32-2058)

育児の支援を依頼したい人と、育児を支援できる人を会員として登録し、通園・通学や習い事の送迎、一時的な預かりなどの支援を受けることができます。利用には登録が必要です。詳しくは、ファミリーサポートセンターへお問い合わせください。